

## 仙台空港特定運営事業等に係る参加資格確認要領（案）について

国土交通省より、4月25日に「仙台空港特定運営事業等実施方針」が公表されました。

実施方針では、仙台空港ビル株式会社及び仙台エアカーゴターミナル株式会社の譲渡に関する県の確認手続きを経ていることが、国の公募に単独もしくは企業グループの代表として応募する際の資格要件として規定されました。

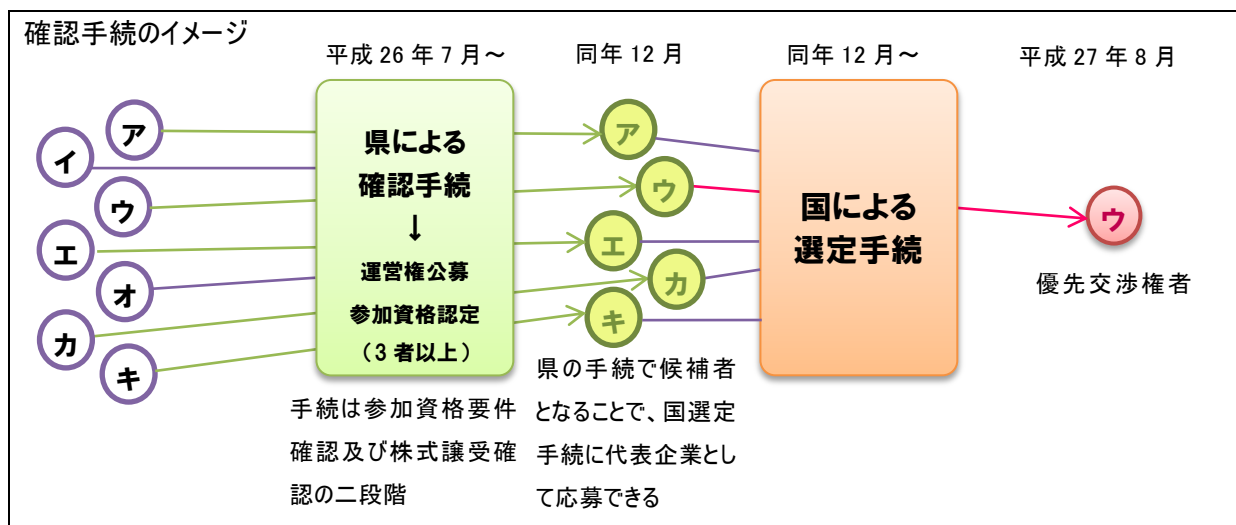
これに伴い県では、県の確認手続きを定めた要領の案を作成しました。なお、正式な要領の公表は6月を予定しています。

### 1 県の確認手続きについて

空港関連3セク2社の譲渡に関する確認手続きを実施し、国が実施する公募に単独もしくはグループの代表として応募することができる候補者を3者以上認定します。

なお、確認手続きでは、応募資格要件に関する参加資格確認手続きを行い、当該手続き通過者による実地調査後に、株式譲受に関する株式譲受確認手続きを行います。

認定条件：2社の全株式を、合計56億8,750万円で譲受すること。



### 2 今後のスケジュール（予定）

平成26年 6月 確認要領（県）及び募集要項（国）の公表

7月 参加表明書受付

8月～12月 県による参加資格確認期間

12月 候補者を認定（県確認手続きの完了）

12月～ 国による選定手続き（スケジュールは別紙のとおり）

# 運営権者選定スケジュール

